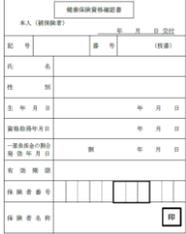


保険証新規交付廃止（令和6年12月2日）以降の取り扱いについて

種類	取得方法	有効期限	参考
マイナ保険証	マイナンバーカードを入手後、自身で健康保険証の利用登録を行う	マイナンバーカード電子証明書の有効期限 ※期限切れ後、3ヶ月間はマイナ保険証として引き続き利用可能	
資格確認書	マイナ保険証未保有者が資格取得時等に申請 ※保険証が交付されている既加入者でマイナ保険証未保有者には保険証利用廃止日（令和7年12月2日以降）までに交付	資格確認書に記載されている有効期限まで	
健康保険証	令和6年12月1日までに保険証交付された方	令和7年12月1日まで ※資格喪失・削除の場合は該当日以降使用不可	
資格情報のお知らせ	加入時に記号・番号等をお知らせするために登録手続き後健保より送付 ※資格情報のお知らせのみでは保険診療を受けることはできません。 ※マイナ保険証が使用できない場合にマイナ保険証とともに提示することで保険診療を受けることができます。	資格喪失するまで	